

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の休止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和3年9月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		休止年月日
				名称	所在地	
第1419号	紳栄水道電気設備	船橋市三山五丁目3番11号	勝山 修	紳栄水道電気設備	船橋市三山五丁目3番11号	令和3年 6月30日